

下請契約等自己点検票チェックシート

No.	点検項目	点検要領
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行います。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請への支払いを建設業法等に基づき適切に行う。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請への支払いが建設業法等に基づき不適切となる。</li> </ul>
2	下請工事の種類に対応する有効な建設業許可を有する者である。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な建設業許可を有する者である。</li> <li>・有効な建設業許可はないが、法令で定める軽微な工事に該当する。</li> <li>・更新した場合は、その許可証が添付されているものとする。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な建設業許可はなく、法令で定める軽微な工事にも該当しない。</li> </ul>
3	社会保険等未加入業者でない。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入している者である。</li> <li>・適用除外のため加入していない者である。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象であるにもかかわらず加入していない者である。</li> </ul>
4	入札参加停止期間中の者でない。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加停止期間中の者でない。</li> <li>・入札参加停止期間中であるが、入札参加停止開始日より前に下請契約を締結した。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加停止期間中であり、入札参加停止開始日以後に下請契約を締結した。</li> </ul>
5	工事の施工について著しく不適切な者でない。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を的確に施工しうる十分な技術・技能がない等の著しく不適切な者でない。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を的確に施工しうる十分な技術・技能がない等、著しく不適切な者である。</li> </ul>
6	業務の半分以上を行っている。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理業務（施工計画の作成・工程・品質・安全・コスト管理等）を主だっている。</li> <li>・技術的指導（主任技術者等の配置や法令順守・職務遂行の確認・統括的技術指導）を行っている。</li> <li>・発注者や下請負との協議・調整、近隣住民説明等について主だっている。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理業務の過半以上を主だっていない。</li> <li>・技術的指導の過半以上を主だっていない。</li> <li>・発注者や下請負との協議・調整、近隣住民説明等について主だっていない。</li> </ul>
7	暴力団員等との下請契約は行っていない。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格審査申請要領中の誓約事項について遵守出来ている。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格審査申請要領中の誓約事項について遵守出来ない。</li> </ul>
8	その他、法令や指針等に抵触する事実はない。	<p>【適】となる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事実はない。</li> </ul> <p>【否】となる例 ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事実がある。</li> </ul>

【否】に該当する場合は、下請契約等自己点検票にその理由と改善策等を記載したうえで、裏面記載の対応を行うこと。

「※」対応一覧

※1 受注者は、直ちに是正措置を講じる必要があります。

※2 受注者は、直ちに下請負人の変更等の是正措置を講じる必要があります。

※3 この場合、受注者は、直ちに是正措置を講じるとともに、行政庁等に通知する必要があります。